

議案第 32 号

農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につ  
いて

次のとおり農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定によ  
り、本議会の議決を求める。

平成6年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 6 年 3 月 22 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

農林漁業者健康増進施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年三朝町条例第  
19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

健康増進施設の使用料は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 町内者のみの使用は、無料とする。
- (2) 町外者のみの使用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収  
する。
- (3) 前2号に掲げる使用以外の使用については、前号に規定する使用料の2分  
の1の額を徴収する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

使用区分	使用料（1時間当り）
全面	2,200円
半面	1,100円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

附則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

美奈茂村西 方編会編伊四二